連邦知的財産局
（ＲＯＳＰＡＴＥＮＴ）（ロシア連邦）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＲＵ．Ⅰ
特許国内処理請求様式 …… 附属書 ＲＵ．Ⅱ
実用新案国内処理請求様式 …… 附属書 ＲＵ．Ⅲ

略語のリスト

国内官庁：　連邦知的財産局（Rospatent）（ロシア連邦）
ＲＣＣ：　ロシア連邦民法[1]
Rules ：　発明国家登録に関する法的重要行為の遂行の基礎となる書類の作成，提出及び審査，並びに同書類の様式のための規則[1]
ＲＥＱ：　発明特許出願の要件[1]
ＳＦ：　特許，実用新案，意匠，商標，サービスマーク，原産地名称の手数料に関する法令[1]

1 条文は次のウェブサイトから入手することができる。
https://rospatent.gov.ru/ru/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya（ロシア語）
https://rospatent.gov.ru/en/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya（英語）
https://rospatent.gov.ru/ru/documents/941-postanovlenie-pravitelstva-rf-ot-10-dekabrya-2008-g-941#1（ロシア語）
https://rospatent.gov.ru/en/activities/dues（英語）
https://rospatent.gov.ru/ru/docs/regulations

指定（又は選択）官庁 ＲＵ	連邦知的財産局 （ＲＯＳＰＡＴＥＮＴ） （ロシア連邦） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＲＵ

国内段階に入るための期間	ＰＣＴ第22条(3)に基づく期間　：優先日から31か月 ＰＣＴ第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める
権利回復手数料	RUB　5,000
要求される国際出願の翻訳文の言語[1]	ロシア語
要求される翻訳文[1]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：願書，明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの又は補正したもの，出願人が補正したものを手続の基礎とするよう希望する場合には，ＰＣＴ第19条に基づく説明書を伴う[2])・図面の中の説明・要約 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：願書，明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には，最初に提出したもの，又は出願人が補正したものを手続の基礎とするよう希望する場合には，国際予備審査報告の付属書により補正されたもの[2]）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない
国内手数料	通貨：ロシア・ルーブル（RUB） 特　許： 出願手数料[3] …… RUB　4,000 審査手数料[4]： －１つの独立請求の範囲 …… RUB　14,000 －１つを超える各独立請求の範囲 …… RUB　10,000 第６年度の年金 …… RUB　3,000 実用新案： 出願手数料[3] …… RUB　2,000 第６年度の年金 …… RUB　3,000

［次頁に続く］

1　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。期間内にこの要件が満たされない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

2　ある状況では，国内官庁は国際出願の翻訳文について最初に出願したもの及び補正したものの両方を要求することができる。この場合，国内官庁は出願人に欠落している翻訳文を提出するよう求める。

3　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4　国内段階移行時に実体審査請求が行われた場合。

ＲＵ	連邦知的財産局 （ＲＯＳＰＡＴＥＮＴ） （ロシア連邦）（続き）	ＲＵ

国内手数料の免除，減額又は払戻し	審査手数料は次のいずれかの条件で減額される。 －　連邦知的財産局（Rospatent)(ロシア連邦）が国際調査報告を作成している場合には50％ －　他の国際調査機関が国際調査報告を作成している場合には10％ 年金は次の条件で減額される。 －　実施許諾開放の通知を国内官庁に提出した場合には50％ この減額は通知の情報が公開された翌年から適用される。
国内官庁の特別の要件 （ＰＣＴ規則51の2)	出願人がロシア連邦に居住していない場合には，代理人の選任
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1)？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。

国内段階の手続

RU. 01　国内段階へ移行するための様式

国内官庁は国内段階へ移行するための２種類の特別の様式を用意している（附属書RU.Ⅱ及びRU.Ⅲ参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。この様式を使用すれば，ＰＣＴ願書の翻訳文は不要となる。

RU. 02　翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは，出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

RCC Art.　1247

RU. 03　代　理

ロシア連邦外に居所を有する出願人は，国内官庁に登録された弁理士を選任しなければならない。登録された弁理士の名簿は請求によって国内官庁から入手することができる。

RCC Art.　1249
SF　1

RU. 04　手数料（支払方法）

概要及び本章で表示する手数料の支払方法は附属書RU.Ｉに概説されている。

RCC Art.　1386,1389
Rules Rule　34
SF　1.8

RU. 05　審査請求

特許は，出願人又は第三者が請求できる特許可能性の審査が付与の条件となる。この請求のための特別な様式は用意されていない。審査は，国際出願日から３年以内に請求しなければならない。この期間は，国際出願日から３年経過前に延長請求することによって，２か月以内であれば延長することができる。審査請求は，審査手数料が支払われた場合にのみ有効となる。審査請求期間の経過後であっても，12か月以内に回復手数料を支払い，期間を徒過した正当な理由の説明書を伴えば，期間を回復することができる。この手数料の額は附属書RU.Ｉに示されている。国際調査報告が作成されている場合には手数料が減額される。

RCC Art.　1393
SF　1.17
1.18

RU. 06　付与手数料

特許付与の決定を出願人に発送した後，２か月以内に付与手数料を支払わなければならない。第１年度から第５年度までの年金は付与手数料と併せて支払が要求される。出願人が期間内に手数料を支払わない場合には，上記期間の満了した日から12か月以内に，遅延支払の100％の割増料を伴い支払うことができる。

PCT Art.　28
41
PCT Rule　78.1
RCC Art.　1378

RU. 07　出願の補正及びその時期

出願人は国内段階移行後１か月以内であれば，請求の範囲を含む国際出願の要素を，手数料不要で自発的に補正する権利を有するが，その補正によって出願の主題が出願時の開示範囲を超えて変更されないことを条件とする。この期間の経過後は，調査報告の受領後に所定の手数料（附属書RU.Ｉ参照）の支払に基づき，又は審査官に特別に要求された場合，出願人は自発的に補正を行うことができる。補正はすべて，特許出願に関する最終決定前に行う。

SF　1.20

RU. 08　年　金

特許付与後，特許の効力を有効に維持するために年金の支払が要求される。年金の支払は，特許については国際出願日から第６年度以降の各年，実用新案についても第６年度以降の各年が対象とされる。最初の年金の支払期日は概要を参照されたい。その後，年金は国際出願日の各年の応当日が支払期日となる。遅延支払の50％の割増料を支払う期間延長申請によって，所定期間の経過から６か月以内であれば支払が可能である。所定期間内に年金が支払われず特許が失効した場合であっても，支払期日から３年以内であれば，出願人が書面による権利の回復請求を行い，回復手数料を支払うことによって，権利の回復が認められる。回復手数料の額は，請求を行う年度の年金額の2.5倍である。年金額は附属書RU.Ｉに示されている。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

RU. 09　ＰＣＴ第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。ＰＣＴ第25条の規定に基づく検査に関し，国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には，この決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82*bis*
RCC Art. 1382
1396

RU. 10　期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階の期間中又は国内官庁に対して国際出願に関連する手続をとるための期間を出願人が遵守しなかった場合，出願人が請求及び回復手数料の支払を行うことを条件として，国内官庁は期間を延長することができる（附属書RU.Ｉ参照）。

PCT Rule 49.6
SF 4.12

RU. 11　出願人が国内段階に移行するためのＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間を遵守しなかった場合には，回復を請求することができる。状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず期間が遵守されなかったと国内官庁が判断した場合には，出願を回復することができる。回復請求は期間満了から12か月以内に行わなければならず，手数料の支払を条件とする（附属書RU.Ｉ参照）。

PCT Rule 49*bis*.1
(a),(b)
76.5
RCC Art. 1390

RU. 12　実用新案

国際出願に基づき特許に代えて実用新案登録の取得を希望する場合，RU.13の規定に従うことを条件として，出願人は，ＰＣＴ第22条又は第39条で規定する行為をする時点で，国内官庁にその旨を表示する。国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合には，出願人が実体審査請求を行う必要がない点を除き，要件は基本的に発明に関するものと同様である。

SF 1.17
1.18
1.20.2

RU. 13　付与手数料と併せて，第１年度から第５年度までの年金の支払が要求される（附属書RU.Ｉ参照）。

RCC Art. 1379
Rules Rule 3(15)
SF 1.11
1.12

RU. 14　出願変更

出願人は，特許出願の公告前であって，遅くとも付与決定以前であれば，特許出願を実用新案出願に，その旨の請求によって変更することができる。実用新案出願を特許出願に変更することは，付与決定前であればいつでも可能である。出願変更は手数料の支払を条件とする。変更後の出願は元の出願の優先日を有する。

REQ Rule 11

RU. 15　ヌクレオチド・アミノ酸の配列

国際出願に１つ若しくは複数のヌクレオチド・アミノ酸の配列の開示が含まれている場合，出願人は明細書から独立した部分として表示した配列表及び電子形式による配列表を提出しなければならない。

SF 4.13

RU. 16　国際型調査

国内当局は出願人の請求に基づき，国内出願について国際型調査を行う。

手　数　料

（通貨：ロシア・ルーブル）

特　許

出願手数料	4,000
－請求の範囲手数料，10個を超える各請求の範囲について	1,000
－請求の範囲手数料，国際調査機関が調査しなかった各請求の範囲について	1,000
国際型調査手数料：	
－１個の独立請求の範囲	11,000
－１個を超える各独立請求の範囲について	7,000
審査手数料：	
－国内段階移行時に実体審査請求が行われた場合[1]：	
－１個の独立請求の範囲	14,000
－１個を超える各独立請求の範囲について	10,000
－国内段階移行後に実体審査請求が行われた場合[2]：	
－１個の独立請求の範囲	4,700
－１個を超える，５個以下の各独立請求の範囲について	2,800
－５個を超える各独立請求の範囲について	5,400
－調査報告を受領し，対応する調査手数料の支払後に実体審査請求が行われた場合	3,000
国際出願について出願人が第22条又は第39条(1)の要件を充足しなかった場合の権利回復手数料	6,000
その他の場合の回復手数料	3,000
新規請求の範囲について：	
－実体審査開始前，新規の各請求の範囲について	1,000
－実体審査開始後，新規の各請求の範囲について	5,000
付与手数料：	
－紙形式の特許	3,000
－電子書類形式の特許	10,000
年　金[3]：	
－第６年度	3,000
－第７年度	4,000
－第８年度	4,000
－第９年度	6,000
－第10年度	6,000
－第11年度	8,000
－第12年度	8,000
－第13年度	11,000
－第14年度	11,000
－第15年度から第18年度，各年	14,000
－第19年度	18,000
－第20年度	18,000
－第21年度から第25年度，各年	27,000
優先権回復手数料	2,000

1　この場合には，実体審査の開始日から７か月以内に調査報告が送付される。

2　この場合には，実体審査の開始日から12か月以内に調査報告が送付される。

3　実施許諾の開放を国内官庁に通知すれば年金が50％減額される。減額は通知情報を公開した翌年から適用される。

実用新案

出願手数料	2,000
－請求の範囲手数料，10個を超える各請求の範囲について	1,000
審査手数料	3,000
付与手数料：	
－紙形式の実用新案特許	3,000
－電子書類形式の実用新案特許	10,000
年　金[4]：	
－第６年度	3,000
－第７年度及び第８年度	4,000
－第９年度及び第10年度	6,000

手数料の支払方法

手数料は，ロシア・ルーブル（RUB）建で次の口座宛に支払うべきである。

受取人銀行：	Operational Department of the Russian Bank, Interregioal Operation Office of the Federal Treasury, Moscow
BIC（銀行特定コード）：	024501901
受取人銀行対応講座：	40102810045370000002
受取人名：	Interregional Operation Office of the Federal Treasury, Federal Service for Intellectual Property
受取人銀行口座番号：	03100643000000019500
受取人納税者ID番号（INN）：	7730176088
受取人税金登録理由コード（KPP）：	773001001
財務分類コード（BCC）	16811505020016000140
ロシア国内行政地域区分（OKTMO）	45318000

手数料支払の詳細については，次のRospatentウェブサイトを参照されたい。
https://rospatent.gov.ru/en/activities/dues

4 脚注３を参照。

様　式（附属書ＲＵ．Ⅱ－Ⅲ）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＲＵ．Ⅱ　特許国内処理請求様式
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ru.pdf

附属書 ＲＵ．Ⅲ　実用新案国内処理請求様式
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ru.pdf